

令和8年9月8日

九州防衛局長 伊藤 和己 様
陸上自衛隊相浦駐屯地司令 武者 利勝 様

佐世保市長
宮島 大典

陸上自衛隊相浦駐屯地におけるV-22オスプレイの運用について（確認）

初秋の候 各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月に陸上自衛隊佐賀駐屯地が開設され、翌月にV-22オスプレイが同駐屯地に配備されてから1年が経過しました。

昨年6月に相浦地区自治協議会などから佐世保市に対し、オスプレイ等の佐賀駐屯地への移駐に係る地元説明の実施などに関する要望書が提出され、7月には九州防衛局による地元説明会が実施されるなど、迅速なご対応に感謝申し上げます。

本市としましては、これまでの地元地区自治協議会等からのオスプレイ飛来に係る懸念への対策について、運用開始後1年を節目として、本市ホームページ等により可能な限り市民に対する情報提供を行いたいと考えております。

つきましては、下記の事項について改めて確認いたしますので、可能な限り書面にてご回答いただきますようお願いいたします。

記

【確認事項】

1. 「V-22オスプレイが相浦駐屯地に進入・離脱する飛行ルートは、原則として、相浦駐屯地に面する海域から進入し、同海域へ離脱する。さらには、相浦駐屯地に隣接する大崎地区に設置してある養殖いかだの上空での低空飛行は行わない。」などの飛行ルートに関する事
2. 本市内外を問わず、V-22オスプレイに係る事故や予防着陸（いわゆるインシデント）が生起した場合の本市への情報提供（連絡網の整備や一次報告・二次報告等の運用等）について
3. その他、運用に係る相浦駐屯地周辺住民への配慮について

以 上

九防企地第9159号
令和8年10月1日

佐世保市長
宮島 大典 殿

九州防衛局長
伊藤 和己
(公印省略)
相浦駐屯地司令
武者 利勝
(公印省略)

陸上自衛隊相浦駐屯地におけるV-22オスプレイの運用について（回答）

08基地第41号（令和8年9月8日）により確認のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

関連文書：08基地第41号（令和8年9月8日）
添付書類：別紙

1. 「V-22オスプレイが相浦駐屯地に進入・離脱する飛行ルートは、原則として、相浦駐屯地に面する海域から進入し、同海域へ離脱する。さらには、相浦駐屯地に隣接する大崎地区に設置してある養殖いかだの上空での低空飛行は行わない。」などの飛行ルートに関すること
3. その他、運用に係る相浦駐屯地周辺住民への配慮について

(1及び3について)

- 陸自オスプレイに限らず、自衛隊のパイロットは、航空機の運用にあたっては地域の実情に応じて、病院、市街地、住宅地などを極力避けながら、上空からの識別が容易な幹線道路、鉄道、河川、海岸線等に沿って、気象条件も考慮しつつ、航空法で定められた最低安全高度を確保し、国土交通省が定める空港周辺の位置通過点を経由して、最短距離で飛行することを基本としております。
- なお、相浦駐屯地における航空機の離着陸については、同駐屯地周辺への騒音の影響を考慮し、原則として海上方向から進入し離脱することとし、また、筏等の漁具周辺での航空機を運航しないなど可能な限り地元の皆様の生活環境に及ぼす影響を軽減させるよう努めているところです。

2. 本市内外を問わず、V-22オスプレイに係る事故や予防着陸（いわゆるインシデント）が生じた場合の本市への情報提供（連絡網の整備や一次報告・二次報告等の運用等）について

(2について)

- 防衛省としては、駐屯地の内外を問わず、自衛隊の運用にあたっては、安全確保を最優先に努めており、資機材の適切な点検・整備、隊員への教育訓練、関係法令の遵守等を通じて、事故の防止に万全の措置を講じるとともに、日頃から万一の場合に適切に対処するための訓練を行っています。
- この一環として、V-22オスプレイによる事故が発生した場合における、地元自治体等への連絡体制を整えており、相浦駐屯地やその周辺の方々に影響を及ぼす事故等が発生した際には、適宜適切に情報提供を行うとともに、九州防衛局管内における事故等についても可能な限り情報提供を行ってまいります。